

平成30年6月9日現在

機関番号：14301

研究種目：基盤研究(B) (一般)

研究期間：2015～2017

課題番号：15H03296

研究課題名(和文) 精神の障害が一定の影響を及ぼした事案における量刑判断等のあり方に関する学際的研究

研究課題名(英文) Interdisciplinary studies on the influence of the mental disorder to sentencing-decision

研究代表者

安田 拓人 (YASUDA, Takuto)

京都大学・法学研究科・教授

研究者番号：10293333

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 10,800,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、精神の障害が責任能力に著しい影響は及ぼさない事案を念頭に置いて、そうした障害が量刑判断にどのような影響を及ぼすかについての、理論的分析を行った。そこでは、裁判例の分析や、主にドイツ法圏の国々との比較法的検討から、責任能力が著しく減少していなくても、その減少に比例して責任非難の減弱が認められうるということが明らかにされるとともに、他方で、それを相殺する諸事情がある場合にどのような判断をすべきかについても、進んだ理論的分析が行われた。また、そうした障害が責任能力の減少とは別の仕方でも責任非難の減少に影響しうるのではないかという点についても、検討が深められた。

研究成果の概要(英文)： This project adopted intersdisciplinary approach of criminal law and psychiatry and comparative jurisprudence approach, analyzed the influence of the mental disorder to sentencing-decision.

研究分野：刑法

キーワード：精神の障害 量刑 司法精神医学

1. 研究開始当初の背景

研究代表者は、従来、責任能力の研究に取り組み、すでに2006年に研究書(『刑事責任能力の本質とその判断』(弘文堂))として公刊した基礎理論的研究の成果を踏まえ、2012年から3年間、科学研究費補助金基盤研究(B)の助成を受けて、「刑事責任能力の具体的判断枠組みと精神鑑定のあるり方に関する学際的研究」を行い、これについては当初の目標を達成することができた。

その研究の過程で浮上してきた問題は、責任能力には影響しない(刑法39条の適用にまでは至らない)ものの犯行に一定の影響を及ぼしたとみられる精神の障害を、量刑を含む広い意味での処遇の決定においてどのように考慮すべきか、というものであった。精神の障害が責任能力に及ぼす影響をどのように判断すべきかについては、研究代表者の研究等も寄与して、理論的には相当程度解明がなされ、実務においても比較的安定的な判断がなされるようになってきていると言っているのに対し、責任能力に影響しない精神の障害の法的扱いについては、従来のわが国では理論的分析が殆どなされていないに等しく、そのためもあって実務上も判断にばらつきがみられるのが実情であった。

一定の犯行が精神の障害に基づいてなされる場合、その障害が犯行の制御を困難ならしめる限りでは、そのことは責任非難を減少させることとなるが、他方で、その犯行が習癖として人格に根ざしたものとして表動しているのであれば、再犯の危険性の表れとして特別予防上の対応が必要になるであろう。この問題は、理論的には、責任と予防のアンチノミーという、古典的なテーマに関わるものであり、問題の所在そのものは古くから知ら

れているが、従来の学説は、責任と予防に関する自らの前提的理解から一刀両断的に結論を導くものが多く、その前提を共有しない者にとっての説得性に欠けるところがあったように思われ、問題となる事例群を丁寧に把握し、他方で、同じく量刑への影響であっても、量刑に影響する場合、執行猶予の選択に影響する場合など、個々の制裁・処遇の性質ごとに考慮すべき事情が異なりうることを十分に意識した形での検討を行う必要性は非常に高いものと思われた。

実務家と研究者の共同研究においても、責任能力の判断については司法研究『難解な法律概念と裁判員裁判』において、また、量刑の判断については司法研究『裁判員裁判における量刑評議の在り方について』において、それぞれ骨格が示され、裁判例における判断の蓄積によりその具体化が図られていると言っているが、本研究が目的とする、「責任能力に影響しない精神の障害」については、これらの研究の対象からは外されており、実務家の側からも、問題解明の喫緊の必要性が指摘されているところであった。

2. 研究の目的

本研究の目的は、刑事法学者と精神医学者との緊密な連携を図りながら、精神の障害が責任能力には影響しないものの一定の影響を及ぼした場合に、これが量刑等の法的判断においてどのように考慮されるべきかを解明しようとするものであり、刑事法学の側からの量刑の基礎理論(執行猶予等の様々な制裁等の性質論を含む)に関する分析と、精神医学の側からの、各精神障害の特徴および治療・社会復帰のために何が必要かに関する知見を総合することにより、実務上大きな関心を集めながらこれまで理論的分析の進んでいなかった精神障害犯罪

者の量刑・処遇の判断を、刑事法学・精神医学的に確かな基盤に基づき、しかも追試可能なものとするための理論的視座を獲得し、さらには具体的な判断枠組みないし判断基準を提言することにある。

3. 研究の方法

研究の方法は、文献研究により問題意識の深化、海外調査による比較法的研究、研究会での意見交換による問題意識の共有と深化というプロセスを繰り返すことにより、研究目的を達成する計画とした。

文献調査は、海外調査を視野に入れた、解決されるべき課題・調査すべき事項のリスト化のためのものと、海外の立法・判例・学説に関する文献的検討が中心とした。

海外調査は、精神の障害が一定の影響を及ぼしている場合に関する量刑等の判断に詳しい研究者・実務家との意見交換、わが国で入手困難な資料の収集が主な目的として予定した。

研究会は、3~4 か月に1回のペースで開催し、海外調査の事前準備、海外調査の結果の分析、わが国の裁判例を主な素材としてわが国の問題状況の分析を行うこととした。

4. 研究成果

平成27年度の成果としては、ドイツ法との比較法的検討を踏まえ、(1)ヘルンレ教授が関連問題につき示唆するように、完全責任能力者である以上、本課題が問題とするような一定の影響は考慮しないと余地はないのか、(2)精神の障害が影響を及ぼすべき「責任」とは、他行為可能性に基づく非難可能性しか意味しないのか、(3)精神の障害が一定の影響を及ぼした場合でも、他の事情により完全な処罰を行うことはありえないのか、につき検討が進んだ。

平成28年度においては、オーストリア刑法のもとでのそれを検討した。そこでは限定責任能力の規定をもたない同国刑法のもとでも、刑法34条に列挙される事由の中で、精神障害の影響が責任減少方向で考慮されていることが確認され、他方で、様々な刑事政策的考慮から、刑罰加重方向で考慮されるべき事情が列挙されており、それにまつわる同国の理論状況も含めた分析を行うことにより、これらのわが国の議論への参照可能性も含めて、詳細な検討が行われた。

また、研究協力者の裁判官から裁判例の提供を受けて、本研究課題に関わる量刑因子につき、具体的な検討を行ったほか、究極的に解明されるべきである、何が正常で何が異常と捉えられるのかについても、精神医学的な見方と刑事法的な見方の異同があるため、それぞれの分野からの基調報告的な問題提起を受けて、意見交換を活発に行った。

平成29年度においては、本研究の最終年度にあたるため、具体的な成果の取りまとめを意識した研究を遂行した。その過程では、4回にわたり、研究会方式による共同研究を遂行し、それぞれの成果に関する充実した意見交換を行った。

精神医学の側からは、岡田教授の精神鑑定に関する「8ステップ」論が、量刑論にも応用可能なものとして発展的な内容に練り上げられ、複数の論文において成果として公表されるに至った。これにより、精神鑑定で報告すべき内容は、法律家が責任能力として何を捉えているかにより決まるのであり、何より解決されるべきことは、法律家が責任能力の具体的内容を詰めて考えることだということが明らかとなった。責任能力については、今なお、精神科医の判断に委ねられるとの理解も根強い中、この主張のインパクト

トは大きく、本共同研究によりもたらされた大きな成果の1つと言ってよい。

続いて、本年度は、本研究にとっては幸いなことに、完全責任能力を認めながらも、精神の障害が量刑に及ぼす影響について判示する重要な下級審裁判例が少なからず登場したため、これの分析を大きな軸として、研究を推進することができた。

研究代表者においても、これらの成果を論文等にまとめるべく努力し、このうち、研究会で2度にわたり議論を行った大阪高裁平成29年3月9日判決については、法学教室誌上に判例評釈を掲載することができた。また、比較法的検討をも踏まえた本共同研究の成果の一端を、法学論叢誌上に公表することができたのも大きな成果である。

こうした本共同研究の成果は、研究協力者の小池信太郎教授・樋口亮介教授にもご参加頂いた、法律時報90巻1号の特集「『責任』の意義の多角的検討」にも結実しているほか、本共同研究の成果を踏まえて、日本刑法学会第96回大会の第1分科会・共同研究「精神の障害と責任能力・量刑の判断」において研究報告が行われることになっている。

5. 主な発表論文等
(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計18件)

安田拓人、故意・責任能力について(特集：裁判員裁判と刑法理論、刑法雑誌55巻2号、2016年、333-345頁、査読なし)

安田拓人、責任能力の具体的判断、法学教室425号別冊付録判例セレクト2015-1、2016年、28頁、査読なし

安田拓人、心神喪失者等医療観察法42条1項3号の同法による医療を行わない旨の決定に対する同法64条2項の抗告の可否、判例評論678号、2015年、38-43頁、査読なし

安藤久美子・岡田幸之ほか、触法精神障害者の社会復帰の現状と課題、精神保健研究62巻、2016年、97-102頁、査読なし

岡田幸之・安藤久美子、精神鑑定場面の偽りの病識詐病、精神科治療学30巻10号、2015年、1309-1314頁、査読なし

安田拓人、一般予防論の現在と責任論の展望、法律時報88巻7号、2016年、6-14頁、査読なし

安田拓人、責任能力の意義、法学教室430号、2016年、14-21頁、査読なし

安田拓人、実行行為開始後の責任能力低下について、井田良ほか編『浅田和茂先生古稀祝賀論文集上巻』(成文堂)、2016年、321-341頁、査読なし

安藤久美子、司法精神医学と発達障害精神鑑定で出会う少年たち、思春期学34巻1号、2016年、32-35頁、査読なし

安藤久美子、永山則夫のケースからみた鑑定の特徴とは、週刊日本医事新報4815号、2016年、58-59頁、査読なし

安藤久美子、刑事鑑定の国際比較、精神科30巻1号、2017年、28-33頁、査読なし

岡田幸之、精神鑑定入門 簡易鑑定から裁判員裁判まで、日本社会精神医学会雑誌25巻4号、2016年、364-371頁、査読なし

安田拓人、精神の障害が一定の影響を及ぼした事案における量刑判断のあり方に関する序論的考察、法学論叢182巻1=2=3号、2017年、160-180頁、査読なし

安田拓人、裁判員裁判のもとでの責任能力判断および精神鑑定のあり方、司法精神医学13巻1号、2018年、30-38頁、査読なし

安田拓人、精神の障害が量刑に及ぼす影響(判例研究)、法学教室450号、2018年、142頁、査読なし

岡田幸之、精神医学がいう「異常」と法律判断：8ステップモデルの「責任」の周辺への展開、法律時報90巻1号、2018年、39-46頁、査読なし

岡田幸之、責任能力判断の構造 : 8 ス
テップモデルの基本解説、季刊刑事弁護
93号、2018年、37-42頁、査読なし

安藤久美子、現代の精神鑑定 : 多様な
ニーズに応えるために、犯罪学雑誌 83
巻、2017年、49-54頁、査読なし

〔学会発表〕(計3件)

安田拓人、故意・責任能力について (共
同研究: 裁判員裁判と刑法理論、日本刑
法学会(専修大学)、2015年5月23日

安田拓人、企画の趣旨(共同研究: 精
神の障害と責任能力・量刑の判断)、日
本刑法学会(関西大学)、2018年5月
26日

岡田幸之、精神医学者からみた法律家が
考えるべき問題(共同研究: 精神の障害と
責任能力・量刑の判断)、日本刑法学会
(関西大学)、2018年5月26日

〔図書〕(計1件)

安藤久美子、精神鑑定への誘い、星和
書店、2016年

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

名称:
発明者:
権利者:
種類:
番号:
出願年月日:
国内外の別:

取得状況(計0件)

名称:
発明者:
権利者:
種類:
番号:
取得年月日:
国内外の別:

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

安田拓人 (YASUDA, Takuto)
京都大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号: 10293333

(2) 研究分担者

岡田幸之 (OKADA, Takayuki)
東京医科歯科大学・大学院医歯学総合
研究科・教授
研究者番号: 40282769

安藤久美子 (ANDO, Kumiko)
聖マリアンナ医科大学・大学院医学研
究科・准教授
研究者番号: 50510384

酒巻匡 (SAKAMAKI, Tadashi)
早稲田大学・大学院法務研究科・教授
研究者番号: 50143350

(3) 連携研究者

なし

(4) 研究協力者

なし